

各務原市地球温暖化対策実行計画

2024年3月

各務原市

目次

第1章 背景

1. 地球温暖化問題に関する国内外の動向 1
2. 計画の基本方針 1

第2章 計画改定の趣旨

1. 計画改定の経緯 1
2. 温室効果ガス総排出量の算定方法 2
3. 温室効果ガス総排出量及び内訳 2
4. 温室効果ガス総排出量の分析結果 3
5. 旧計画の目標達成状況 3

第3章 基本的事項

1. 目的 4
2. 対象範囲 4
3. 対象とする温室効果ガスの種類 4
4. 計画期間及び見直し予定時期 5
5. 上位計画や関連計画との位置付け 5

第4章 温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

1. 目標設定の考え方 5
2. 数量的な目標 6

第5章 目標達成に向けた取り組み

1. 取り組みの概要 7
2. 具体的な取り組み内容 8
3. 職員一人一人の取り組み 13

第6章 進捗管理の仕組み

1. 計画の推進 13
2. 取り組み結果の報告 15
3. 取り組み結果の公表 15

第1章 背景

1. 地球温暖化問題に関する国内外の動向

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題の一つとされている。

2015年11月から12月にかけて、フランスのパリにおいて、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択された。この協定は主要排出国、途上国を含むすべての締約国に温室効果ガスの排出削減目標を義務付ける初めての枠組みで、気候変動による悪影響を最小限にとどめるために、長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求し、21世紀末までに人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロにまで減らすことを求めている。パリ協定は、2016年11月4日に発効され、わが国は、同年11月8日に協定の締結を完了している。

この協定締結時に国は、長期的には2050年度に80%削減を、中期的には2030年度に2013年度比で26%の削減を目標としていたが、その後、各国が相次いでカーボンニュートラルの実現を表明したことから、2020年10月の臨時国会で、総理が「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。これを受け、政府は2021年10月に「温暖化対策計画」を改定した。この計画において、温室効果ガスを2030年度に2013年度比46%を削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。

なお、地球温暖化対策に関する事項を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第21条第1項において、市が地球温暖化対策計画に即して、市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団実行計画」という。)を策定することが義務付けられている。

2. 計画の基本方針

本計画は、「各務原市環境基本計画」の基本理念「みんなで未来につなげる美しい各務原」の実現に寄与するために、地球温暖化対策としての当市の事務及び事業に関する取り組みを示すものである。

第2章 計画改定の趣旨

1. 計画改定の経緯

市では、法に基づいて「各務原市地球温暖化対策実行計画」(以下「計画」)を策定し、自らの事務及び事業に関して温室効果ガスの排出抑制に向けた行動を率先して実行してきた。現在第4次計画(2030年度までに目標削減率2013年度比21%を達成)の計画期間中であるが、国が「地球温暖化対策計画」を改定(2030年度までに46%削減。さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける)したことを受け、削減目標をこれらの計画と歩調を合わせたものに見直し、より一層の温室効果ガスの排出抑制を図るため、新たな計画を策定する。

2. 温室効果ガス総排出量の算定方法

温室効果ガス発生量は、燃料使用量等に政府の定める温室効果ガス排出係数を乗じ、各物質に応じた地球温暖化係数を乗じることで算出される。この係数はたびたび再計算されており、最新(2023年4月から)の係数は、2023年改正(政令第68号)による「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」(平成11年政令第143号。以下「政令」という。)第3条及び第4条に規定する数値であるからこれを採用する。

3. 温室効果ガス総排出量及び内訳

現在把握できる直近の年度である2022年度の温室効果ガス排出量について、各所属(「所属」とは、本庁各課や出先機関など個々の機関をいう。以下同じ)からの実績報告を集計した数値は次の通りである。

①温室効果ガス総排出量

当市の事務事業に伴って2022年度に排出された温室効果ガスの量は46,542(t-CO₂)である。温室効果ガスごとの内訳は、表1の通りである。

表1 温室効果ガスの種類別の排出量

種類	2022年度	
	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
計	46,542	
二酸化炭素(CO ₂)	46,160	99.180
メタン(CH ₄)	121	0.260
一酸化二窒素(N ₂ O)	258	0.554
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	3	0.006

活動の区分別の内訳は、表2の通りである。

表2 活動の区分別の温室効果ガス排出量

活動の区分	2022年度	
	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
計	46,542	
自動車の走行	263	0.565
施設・設備等の管理運営	15,055	32.347
廃棄物の焼却	31,221	67.081
その他(し尿の処理)	3	0.007

4. 温室効果ガス総排出量の分析結果

温室効果ガスの種類別の排出量については、二酸化炭素の排出が大半を占めている。

活動の区分別の温室効果ガスの排出量については、廃棄物の焼却に伴って排出される温室効果ガスが多く、次いで施設・設備の管理運営に伴って排出される温室効果ガスが多い。この二つが活動の区分別の温室効果ガスの排出の要因の大半を占めている。

廃棄物の焼却等を除いた温室効果ガスの排出量については、エネルギー起源の温室効果ガスの排出の要因の中で、電力の使用によるものが最も多く、その大半を上水道施設と学校が占めている。

5. 旧計画の目標達成状況

表 3 温室効果ガスの種類別排出量の比較

種類	2022 年度	2013 年度	増加率
	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	(減少率) (%)
計	46,542	52,804	-11.9
二酸化炭素 (CO ₂)	46,160	52,442	-12.0
メタン (CH ₄)	121	81	49.8
一酸化二窒素 (N ₂ O)	258	279	-7.5
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	3.	2.	50.0

表 4 活動の区分別の温室効果ガスの排出量の比較

項目 [単位]	2022 年度	2013 年度	増加率	2030 年度 削減目標
	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	2013 年度比 (%)	
計	46,542	52,804	△ 11.9	△ 21.0
業務その他部門から排出される エネルギー起源 CO ₂ 排出量 [t-CO ₂]	14,881	19,764	△ 24.7	△ 40.0
運輸部門から排出される エネルギー起源 CO ₂ 排出量 [t-CO ₂]	254	239	6.4	△ 28.0
廃棄物の焼却から排出される エネルギー起源 CO ₂ 排出量 [t-CO ₂]	25,256	23,645	6.8	△ 14.0
↳廃棄物の焼却量 [t]	9,118	8,536	6.8	-
廃棄物処理部門から排出される エネルギー起源 CO ₂ 排出量 [t-CO ₂]	5,768	8,794	△ 34.4	-
CH ₄ (メタン)排出量 [t-CO ₂]	121	81	49.8	△ 12.3
N ₂ O(一酸化二窒素)排出量 [t-CO ₂]	258	279	△ 7.5	△ 6.1
HFC(ハイドロフルオロカーボン)排出量 [t-CO ₂]	3.15	2.45	28.4	-

温室効果ガスの種類別の比較については、二酸化炭素、一酸化二窒素が基準年度比で減少しており、メタン、ハイドロフルオロカーボンが基準年度比で増加している。

活動の区分別の温室効果ガスの排出量については、全体での排出量は減少しているが、業務部門、廃棄物処理部門を除く部門で増加している。

また、廃棄物の焼却に伴って排出される温室効果ガスは、カーボンニュートラルという考え方により、石油由来のプラスチック等の燃焼による排出のみを算定に入れており、全体の焼却量は25,256トンで23,645トンから増加している。

以上の結果から、温室効果ガス排出量削減のための取り組みによる効果は現れてきていると考えられる。

第3章 基本的事項

1. 目的

本計画は、市が自ら温室効果ガスの排出量の削減のための具体的手段及び推進体制を定め、低炭素型の事務及び事業を率先して行い、地域の事業者・住民の模範となることで、地域の地球温暖化対策を牽引していくことを目的とする。

2. 対象範囲

市の行う全ての事務及び事業を対象とし、外部への委託等により実施されるものは、受託者等に対し、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取り組み(措置)を講ずるよう要請するものとする。

3. 対象とする温室効果ガスの種類

本計画において、対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に掲載されている以下の7種類とする。

法第2条第3項

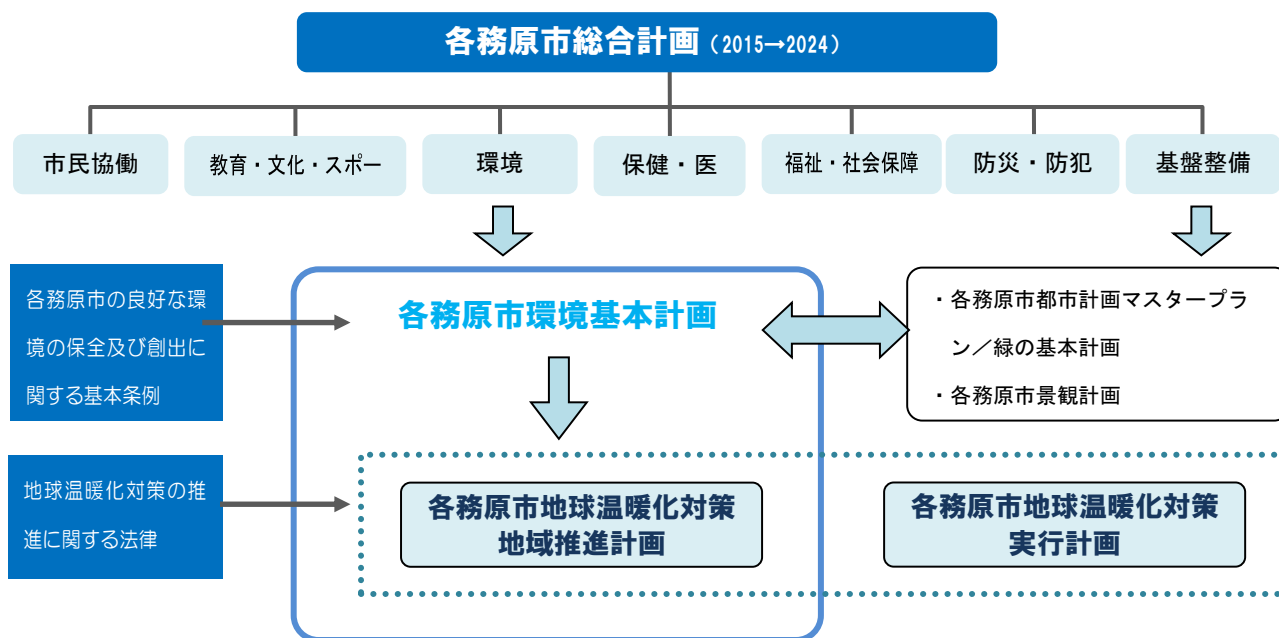
- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 二酸化炭素2. メタン3. 一酸化二窒素4. ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの5. パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの6. 六ふっ化硫黄7. 三ふっ化窒素 |
|---|

4. 計画期間及び見直し予定時期

本計画の計画期間は、国の「地球温暖化対策計画」に即し、2024年度から2030年度までの7年間とする。

ただし、国の温暖化対策計画の動向や、市の事務事業から生じる温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して目標及び取り組み（措置）について検討を加えるものとし、検討結果に基づき、必要に応じて見直すこととする。

5. 上位計画や関連計画との位置付け



第4章 温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

1. 目標設定の考え方

国の「地球温暖化対策計画」に即して算定される「温室効果ガス総排出量の削減率」を目標として設定する。なお、算定式は次に示す「2. 数量的な目標」に記載する。

また、温室効果ガス総排出量の算定の対象範囲、基準年度、対象とする温室効果ガスは次の通りとする。

(1) 対象範囲

温室効果ガスの総排出量の算定の対象とするのは、自らの管理する施設・車両から排出される温室効果ガス及び、指定管理者制度により管理される施設から排出される温室効果ガスとする。

(2) 基準年度

国の「地球温暖化対策計画」に即し、2013年度を基準年度とする。

(3) 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガス総排出量の算定の対象とする温室効果ガスは、政令第3条第1項に基づき、下記の1から6の6種類のガスとする。ただし、5のパーフルオロカーボンと6の六ふっ化硫黄については本市の事務及び事業からの排出は無いと考えられるため、算定対象から除くこととする。

政令第3条第1項

1. 二酸化炭素
2. メタン
3. 一酸化二窒素
4. ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
5. パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
6. 六ふっ化硫黄

2. 数量的な目標

第5次市実行計画における目標数値は下記の通りです。

目標を設定するにあたり、市が率先して行動することにより削減が可能なものと、廃棄物の処理過程により排出されるもののよう、市独自では削減困難なもの（廃棄物部門）を区分します。

項目	基準年度	温室効果ガス総排出量の目標値
	2013年度	2030年度
業務その他部門 〔t-CO ₂ 〕	19,764	46%以上削減
運輸部門〔t-CO ₂ 〕	238.76	
CH ₄ (メタン)〔t-CO ₂ 〕	80.99	
N ₂ O(一酸化二窒素) 〔t-CO ₂ 〕	279.26	
HFC(ハイドロフルオ ロカーボン)〔t-CO ₂ 〕	2.45	

【内訳】

- =① (業務その他部門から排出される2013年度のエネルギー起源CO₂排出量〔t-CO₂〕
(公共施設などのエネルギーの使用に伴う排出量) × (100%-46.7%))
- +② (運輸部門から排出される2013年度のエネルギー起源CO₂排出量〔t-CO₂〕
(公用車のエネルギーの使用に伴う排出量) × (100%-35%))
- +③ (2013年度のCH₄排出量〔t-CO₂〕 × (100%-14%))
- +④ (2013年度のN₂O排出量〔t-CO₂〕 × (100%-14%))
- +⑤ (2013年度のHFC排出量〔t-CO₂〕) × (100%-44%))

項目	基準年度	温室効果ガス総排出量の目標値
	2013年度	2030年度
廃棄物部門〔t-CO ₂ 〕	32,439	30%以上削減

【内訳】

- =① (廃棄物の焼却量〔t〕 × (100%-30%) × 排出係数)
- +② (廃棄物処理部門から排出される2013年度のエネルギー起源CO₂排出量 × (100%-30%))

第5章 目標達成に向けた取り組み

1. 取り組みの概要

本計画では、表5の通り3つの分野、10の取り組み項目を設定し、目標達成に向け17の推進項目に取り組むこととする。

なお、数値目標については、2030年度における2013年度排出量からの削減率で示すこととし、成果の数値化が困難な取り組みについては数値目標を設定しない。

表5 温室効果ガス排出量削減に向けた取り組み項目

分野	取り組み項目	推進項目	2030年度 削減等目標 (削減については 2013年度対比)
吸収源対	都市緑化の推進	緑化の推進	—
		緑化率の向上	—
	緑地の整備・保全	森林・緑地の整備	—
排出削減の啓発	市民、事業者の環境配慮を促進する施策の展開	環境意識の高揚・啓発	—
		公共交通の利用促進	—
		環境活動に対する支援	—
	職員の環境意識の向上	庁内放送・庁内掲示板を通じての環境意識の向上	—
排出削減	資源の節約	施設・設備の管理運営に伴って排出されるエネルギー起源CO ₂ の削減	46.7%減
	再生可能エネルギーの利用促進	太陽光発電システム等の導入	—
	環境に配慮した公共工事の推進	環境に配慮した公共工事の推進	—
	廃棄物減量化及びリサイクル推進	廃棄物の適正排出及び減量化	—
		資源の有効活用	—
		廃棄物処理量の削減	30%減
	自動車の温室効果ガスの削減	車から排出される温室効果ガスの削減	—
	公用車利用の適正化	公用車燃料使用量の削減	35%減
物品購入の適正化	環境物品の購入（グリーン購入）	—	
	物品管理の徹底	—	

2. 具体的な取り組み内容

(1) 吸収源対策

取り組み項目	推進項目	具体的な取り組み内容
都市緑化の推進	緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の基本計画に基づき、公園等の整備、公共施設・市街地の緑化を推進する。 ・ 緑地や屋上庭園の増加など、グリーンインフラの整備を推進する。 ・ 公共施設や学校、駅前広場等の緑化を推進するとともに河川・水路を活用して自然とふれ合うことができる環境整備を進めます。
	緑化率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接道や敷地内の緑化率向上を図る。 ・ 建物、擁壁等に壁面緑化の支援をする。
緑地の整備・保全	森林・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民緑地制度を活用して、市内の現存する緑地において散策路やベンチ等の整備や適正な維持管理を行い、市民が緑とふれ合うことができる環境整備を進める。 ・ 優良林を育成するため森林整備を実施します。

(2) 排出削減の啓発

取り組み項目	推進項目	具体的な取り組み内容
市民・事業者の環境配慮を促進する施策の展開	環境意識の高揚・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代を担う子どもたちに環境問題について興味を持ってもらうため、環境をテーマとしたイベントを開催する。 ・ 環境イベント等で、市民にエコライフに関する情報を提供する。 ・ ライフデザインセンター等で環境をテーマとした講座を開催する。 ・ 環境月間（6月）にパネル展示等を行い、市の環境活動や環境保全の啓発をする。 ・ 広報紙・市ウェブサイト等で省エネ情報を提供、実践を呼びかける。 ・ 各家庭で発生したごみの出し方などを詳

		<p>細にまとめた「ごみ出しガイドブック」を随時改訂し、市民へ情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル施設（北清掃センター）の見学会を開催し、市民にリサイクルの必要性をPRする。 ・市立図書館等公共施設において、環境をテーマとした図書コーナーを設置する。 ・市民や事業所に向け、地球温暖化防止に関する情報を提供する。 ・再利用可能な製品やエネルギー効率の高い製品など、環境に配慮した商品を選ぶよう促す。 ・エコカーの購入を啓発する。 ・環境に配慮した取り組みを積極的に行っている事業所のPRを行う。 ・レジ袋削減実施店舗の情報を提供する。 ・漏水のおそれがある家庭に対し、注意喚起を行い、早期対応を促す。 ・市民・事業者に生ごみの水切りや食品ロス削減を啓発するとともに、フードバンクやフードドライブ活動を支援する。 ・住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度など、省エネ住宅に関する支援制度について情報提供を行う。 ・省エネ効果やランニングコストの低減などの情報を提供し、省エネ製品の普及拡大を図る。 ・ZEB化、ZEH化、再エネ導入の促進などに関する支援制度について情報提供を行い、普及を図る。 ・グリーン電力の購入を促進する。 ・レジ袋削減とともに、「マイ水筒」「マイカップ」等の使用を推奨し、使い捨てプラスチックの削減を促進する。
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・フロンが使用された製品は、漏洩防止とともに廃棄時に適切に回収するよう周知する。またノンフロン製品への転換を啓発する。
	公共交通等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいバス及びチョイソコかかみがはらの利便性を向上させ、利用促進を図る。 ・歩行者・自転車にやさしい道路整備に努める。 ・自転車が走りやすいサイクリングロードを整備し、自転車利用を推進する。
	環境活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利団体などによる資源回収活動を支援する。 ・脱炭素化に関する計画策定や省エネ設備導入を行う中小企業に対して費用の一部を補助するとともに、脱炭素啓発セミナーを開催する。 ・中小企業の経営安定化などに必要な資金を融資する小口融資制度を運用して、環境配慮型事業活動を推進する。
職員の環境意識の向上	庁内放送・庁内掲示板を通じての環境意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で実行できる地球温暖化対策の情報提供及び実践を促す。 ・市職員に対して徒歩・自転車通勤を推奨し、自動車を使わない通勤を促進します。

(3) 排出削減

取り組み項目	推進項目	具体的な取り組み内容
資源の節約	施設・設備の管理運営に伴って排出されるエネルギー起源 CO ₂ の削減 (2030 年までに 2013 年度比 46.7%削減)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の空調設定温度を適正に保つ。 ・クールビズ、ウォームビズを励行する。 ・ノー残業デー（毎週水曜日）を推進する。 ・庁用備品（家電品）の利用台数を見直す。 ・新庁舎では、建物のエネルギーや機器効率などが把握可能な中央管理システムを活用し、エネルギー消費量の削減に努める。

		<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎において、太陽光発電、地中熱利用などの自然エネルギー技術の活用や、自然通風や自然採光を効果的に取り込みます。 ・公共施設等の照明を更新する場合は LED 化することで、消費電力の削減に努める。 ・公共施設等の改修、新築をする際に ZEB 化や省エネルギー化を検討する。
再生可能エネルギーの利用促進	太陽光発電システム等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを積極的に導入するように努める。 ・学校施設に導入した太陽光発電を積極的に活用します。住宅や事業所へ再生可能エネルギーの普及啓発を図る。
環境に配慮した公共工事の推進	環境に配慮した公共工事の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市が発注する建設工事の請負業者に、環境負荷を低減する取組を義務付け、評定する。 ・公共工事で使用する建材や仮設工材料などは省エネタイプの製品を使用する。 ・各務原市内の街灯（防犯灯）の LED 化を推進する。
廃棄物減量化及びリサイクル推進	廃棄物の適正排出及び減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・各種印刷物は必要最小限の部数印刷、発注とする。 ・水道仮設配管材料の再使用回数を増やし、廃棄物の削減を図る。 ・廃棄物を焼却して得られる熱エネルギーを回収し、北清掃センター場内で使用する電力の発電の燃料として活用する。 ・ごみ焼却後、最後に残る焼却飛灰をさらに再資源化することにより、飛灰の埋立量を最小限にする。 ・家庭系ごみについて、分別などのごみ出しルールとマナーの徹底を図る。 ・ごみの発生抑制について、市民や事業者に呼びかけるとともに、仕組みづくりを検討する。 ・北清掃センターに搬入されたごみを適切に処理する。

	資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄する公文書のリサイクルに努める。 ・ 窓口封筒の配布を抑制する。また、「マイ水筒」「マイ箸」「マイカップ」の使用を推奨する。 ・ 不用になった家庭用品等で、まだ使用できる品物については広く市民へ情報提供し、再使用を促す。 ・ 排出事業者による適正排出と適切な処理の指導を行う。 ・ 学校給食の使用済み食用油のリサイクルを推進する。 ・ 撤去した違法看板について各種イベントなどでの再利用を図る。 ・ せん定枝などの緑ごみを、バイオマス燃料などとして有効活用する。 ・ 古紙回収拠点の情報提供と積極的な活用を推進する。 ・ 再利用可能な文房具やエネルギー効率の高い OA 機器など、環境に配慮した製品を選ぶ。
	廃棄物処理量の削減 (2030年までに 2013年度比30%削減)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理に関わる施設・設備の改修や使用状況の改善、廃棄物削減のための啓発を行い、廃棄物処理部門からの温室効果ガス排出量の削減に努める。
自動車の 温室効果 ガスの削 減	車から排出される温室効果ガスの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通渋滞は自動車のエネルギー効率を下げるため、交通渋滞の緩和のための道路整備を実施する。 ・ 地元農産物の学校給食や事業所などへの活用を推進する。長距離輸送による二酸化炭素排出を削減する。
公用車利 用の適正 化	公用車燃料使用量の削減(2030年までに2013年度比35%削減)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車運転時はエコドライブを実践する。 ・ 公用車の更新にあたっては、電動車などのエコカーの採用を検討する。 ・ 出先機関との会議開催回数を削減する。 ・ タイヤの空気圧等を定期的に点検、整備する。
物品購入 の適正化	環境物品の購入 (グリーン購入)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の購入及び設備の更新にあたっては、グリーン購入法に基づく「環境物品の調達推進」に関する基本方針によるものとする。

	物品管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品の管理を徹底する。 ・使い捨て物品の使用を見直す。
--	---------	---

3. 職員一人一人の取り組み

- ・三階程度はエレベーターを使用せず、階段を利用する。
- ・会議資料、内部文書等のコピー枚数を削減する。
- ・不用品交換情報を活用して、不用品のリユースに努める。
- ・ファイル・フォルダ等は再利用する。
- ・不要な資料、カタログ等は受け取らない。
- ・備品は可能な限り修理して長期使用に努める。
- ・定期刊行物の講読部数を見直し、共同利用に努める。
- ・使用済み封筒を庁内メール便として再利用する。
- ・退勤時に庁用備品（家電製品）のコンセントを外す。
- ・昼休憩時間帯に執務室内の消灯を行う。
- ・不要な照明は消灯する。
- ・複写機等OA機器の未使用時に、自動で休止状態となるよう設定する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・ノー残業デーを徹底する。
- ・夏季の退庁時に、東側窓面ブラインドを閉めてから退庁する。（翌日の日射による、室内の温度上昇を和らげることができる）

第6章 進捗管理の仕組み

1. 計画の推進

各務原市地球温暖化対策実行委員会等において次の役割を担うことにより、計画の着実かつ効果的な推進に努めることとする。

(1) 地球温暖化対策実行委員会

各務原市地球温暖化対策実行委員会(以下「委員会」という。)は、計画に基づいた取り組み項目を設定するとともに、幹事会を通じ、各所属に対し、目標達成に向けた取り組みの実施を指示する。

また、事務局が取りまとめた各所属における取り組み結果を評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(2) 幹事会

幹事会は、委員会の目的達成に必要な諸事項又は委員会から指示された事項について協議し、その決定事項について委員会に報告するものとする。また、幹事のうち各部等の主管課長等は、部局内各所属の連絡調整、指導等を行うとともに、前年度における取り組み結果の報告書を取りまとめ、事務局に報告する。

(3) 推進員

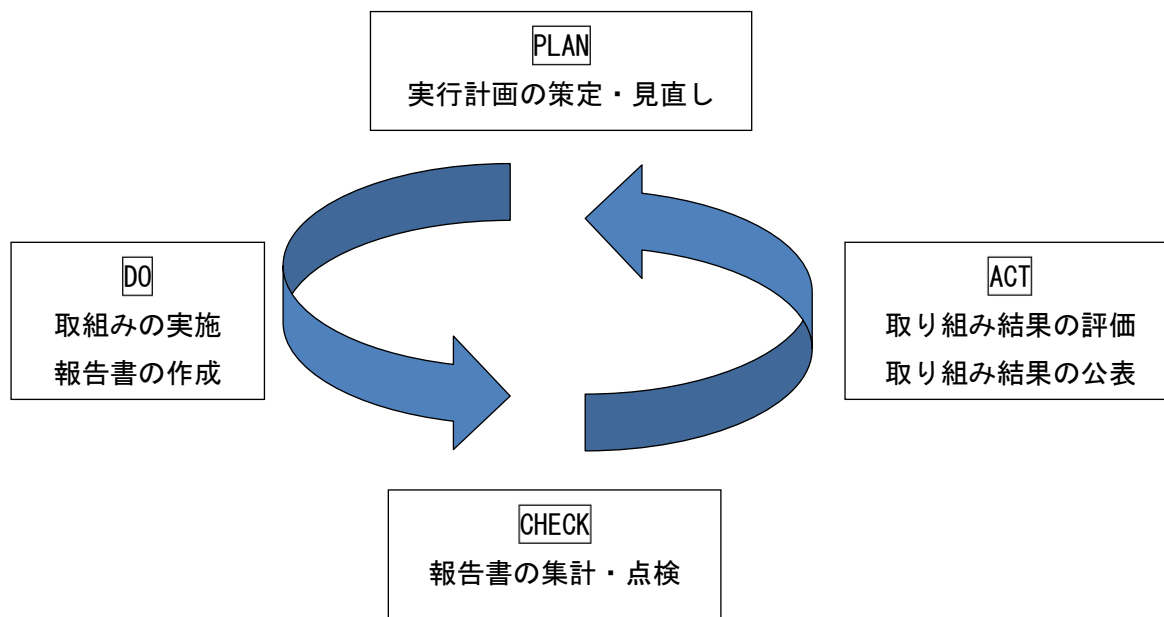
各所属長を「推進員」として、計画の内容及び目標について職員への周知徹底を図り、所属における取り組みの推進に努めるとともに、前年度における取り組み結果の報告書を主管課長等に報告する。

(4) 事務局

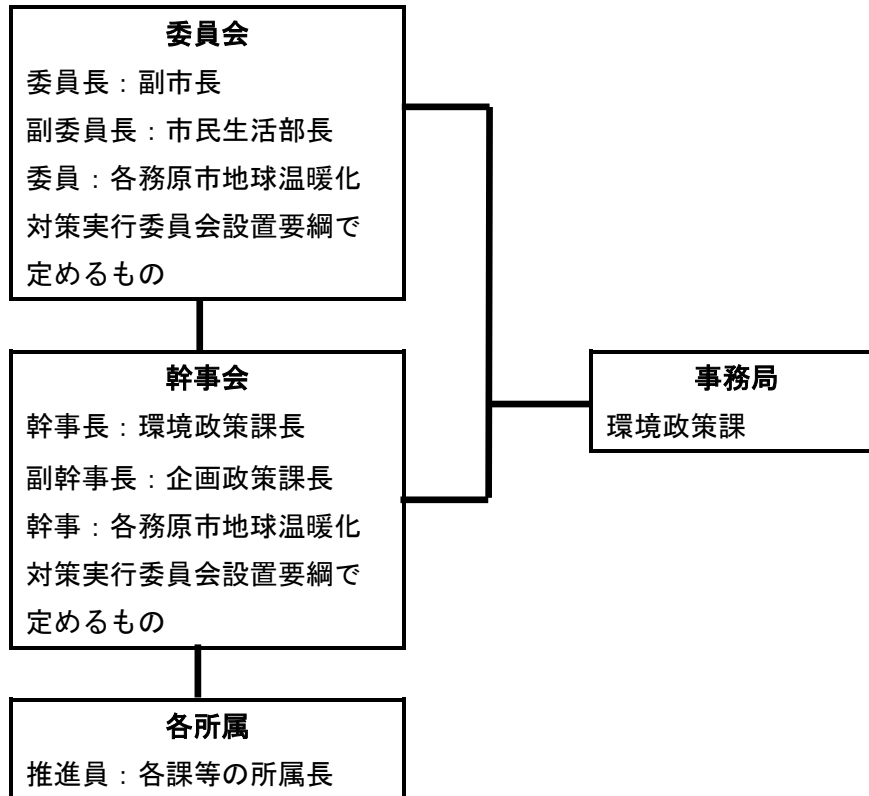
委員会の事務局を環境政策課内に置く。

事務局は、提出された報告書を取りまとめ、その結果を公表する。

【実行計画のPDCA サイクル】



【推進体制図】



2. 取り組み結果の報告

取り組み結果の報告は、原則として庁内システムの公開フォルダにアップロードするものとする。

3. 取り組み結果の公表

実行計画の実施状況については、ウェブサイト等により公表する。